

国家公務員法等の一部を改正する法律案に対する修正案 趣旨説明

ただいま議題となりました「国家公務員法等の一部を改正する法律案に対する修正案」につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

政府原案は、「検察官にも国家公務員法の規定に基づく勤務延長制度が適用される」という解釈を前提とした検察庁法の改正を行おうとするものであります。しかし、司法権と密接不可分な関係にある検察官に関しては、司法権の独立を確保するためにも、他の行政権からの独立性が担保される必要があることから、定年による退官の時期が内閣や法務大臣の判断に左右されることはあってはならないと言うべきであり、また、このような考え方を踏まえ、「検察官には勤務延長制度の適用はない」とするのが、これまでの解釈であつたはずで、この解釈を、政府の恣意的判断により変更することは、断じて許されるものではありません。本修正案は、正しいこれまでの解釈を前提とした法改正が必要であるとの認識の下、提出するものであります。

以下、本修正案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、年齢が六十二年に達した検事正又は上席検察官について、引き続き当該検事正又は上席検察官に、

年齢が六十三年に達した日において占めていた職を占めたまま勤務をさせることができる旨の規定等を削ることとしております。年齢が六十三年に達した次長検事又は検事長についても、同様であります。

第二に、定年による退職の特例に関する国家公務員法の規定を検察官に適用する規定を削るとともに、検察官については定年による退職の特例に関する国家公務員法の規定を適用しない旨を明記しております。

その他、これらの修正に伴う必要な経過措置を設けることとしております。

以上が、本修正案の趣旨であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。